

牛久市下水道事業審議会議事録		日時	令和4年12月23日（金曜日）
件名	令和4年度 第4回 牛久市下水道事業審議会	場所 時間	牛久市役所 保健センター研修室 10:00 ～ 11:45
作成年月日	令和5年1月6日（金曜日）	作成者	下水道課：丸山 智徳
出席者	(出席委員) 坂野 喜隆委員、久保 善慎委員、橋本 彊委員、柳井 秀之委員、宍塚 謙輔委員 村松 功岳委員、大峰 正憲委員、大橋 澄子委員、湯原 康夫委員、二俣 直時委員 (牛久市) 滝本副市長、飯野総務部長、小川市民部長 (事務局) 長谷川建設部長、野島建設部次長兼下水道課長、丸山課長補佐、飯島主事、浅野主事補、 黒須氏(かがやき税理士法人)、丸地氏(丸地公認会計士事務所) (順不同)		
議事内容	・下水道使用料の改定案について		
会 議 内 容 等			
<p>1. 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司会が開会を宣言。 ・委員の変更について <p>2. 会長挨拶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 挨拶。 <p>3. 委員の欠席について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・欠席者を報告。 <p>4. 議事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料の改定案について <p><内容></p> <p>事務局が前回審議会から依頼された改定案について説明。</p> <p>現行 基本使用料 1,000円</p> <p>案1 基本使用料 900円</p> <p>案2 基本使用料 1,200円</p> <p>案3 基本使用料 1,300円</p> <p>案4 基本使用料 1,400円</p> <p>上記の基本使用料（案）をベースに、各案の従量使用料単価ごとの改定率は揃え、基本使用料による料金体系の特性がどのように表れるかを説明した。また、上記案に対する議決を採り、案3が採択された。</p> <p>◎質疑</p> <p>委員：たくさん水を使用するからといって、あまり負担が大きくなり過ぎてもと考えると案3がちょうどいいのではないかと思う。</p> <p>委員：使用者はどのくらいの水量を使用されている家庭が多いのか。</p> <p>事務局：現行の使用料区分でいうと10㎡から30㎡の使用が一番多く、約19,000世帯となっており、かなりの割合を占める。</p> <p>会長：10㎡から30㎡の中で、例えば一般的な家庭ではどの使用水量の区分にあてはまるのか。</p>			

事務局：1家庭の人数区分ごとの細分化したデータはないが、1人あたりの使用水量の平均値が約7 m³であることから、3人家庭では約21 m³前後となるが、各家庭の節水意識によって使用水量は異なってくると思う。少なくとも3人家庭では50 m³まではいかないと考えている。

委員：大口使用者として病院や高齢者施設等ほどの水量区分に入るのか。

事務局：大口使用者は大きな病院や介護施設、福祉施設が多い。

総合病院クラスだと約8,000 m³、特老施設などでも1,500 m³の施設がある。

委員：素人には非常に難しいが、一般家庭では10～30 m³が一番多く、大きな病院では8,000 m³ということだが、やはり大きな商業施設に関しては負担が増えるのはある程度いたしかたないのかなと考えたと共に、一般家庭を重視した料金体系がいいのかなと思うので案3か案4を推薦したい。また、空き家が多くなり、人口も減少しているという状況の中で、料金を上げなければならないという検討をしている訳であるので、そのような観点からも案3か案4と考える。

委員：私は維持管理費に対する料金体系の改定と考えている。公営企業会計となったことにより一般会計からの繰入ができなくなるとのことで、施設の老朽化を考えれば今後、管渠の入れ替えやメンテナンスに費用が相当かかってくると思うのだが、私としては平均的な値上げとなる案3か案4がいいと思うけれども、今後の見通しが非常に重要になると思うので、そのあたりについてどのように考えての改定案なのか教えてほしい。

事務局：一般会計からの繰入については、国の指針により雨水排水処理は公費、汚水排水処理は使用料で賄うものとされているため、雨水については基準に基づいた繰入をしているが、汚水については独立採算制を目指すべきところ、現状は公営企業会計導入前から基準外の繰入をさせていただいている状況である。維持管理費については、今後かかる老朽化施設の改修についてストックマネジメント計画に基づいた予防保全型の維持修繕をしていくことを国から示されており、現在本市においてもストックマネジメント計画に基づき、テレビカメラを用いた既存施設の点検・調査を順次行っている状況である。また、使用料改定の必要性の検証については5年に1回の頻度で行うように国からの指針で示されており、今回の改定案は今後5年間、基準外の繰入がないように試算した案を示させていただいている。

委員：私の家の場合、毎月20～30 m³使用しているが、今示されている使用料体系案（10ページ）の各使用水量に対する料金は、各料金に対し更に基本使用料が上乘せされるのか？

事務局：各使用水量に対する料金は、基本使用料は既に入っている料金なのでこの金額に上乘せはない。

委員：それであれば、私としては案4がいいのではないかと思います。

委員：1世帯何人の意見が先ほどから出ているが、日常、高齢者の方と接している私の感覚だと、1人世帯、独居の方でも家にいる時間が長くトイレの回数が多いので、逆に使用量が多いのではないのか。一方、4～5人の勤労世帯、学生がいる世帯などは昼間ほとんど家にいない家庭もある。水道使用量に比例するものであるため、料金体系としては節水されている世帯には還元されていると思うので、あまり世帯人数で考える必要はないのではないかと思います。私の周りでは主婦の方の反応が強く、長年料金改定されていないのでやむをえないとする意見や、便乗値上げではないが様々なものが値上げされているので仕方がないのではないかとの意見もある。いずれ人口が減少していくことによって使用料が減っても維持管理費は使用量に関係なく発生し、さらに施設の老朽化も進んでいる状況であり、それらが受益者負担であることを考えれば案4あたりで仕方がないのかなと思う。また、5年に1回の見直しを国から示されているとしても、5年に1回大幅な改定がないように長期的な展望を見据えた料金改定が必要だと考える。

事務局：料金体系を検討する中で、高齢者1人世帯は使用水量が少ないのではないかとこの前提でそこを安

くできないかの試算を行ったが、実際に抽出すると個人差はあるが一人暮らしだから使用水量が少ないという結果ではなく、独居の方でも20m³を超える使用量の方もいる。また、料金改定については必ず5年に1回改定しなければならないのではなく、改定の必要性について検証が必要となる。また、老朽化した施設の修繕については予防保全的に費用を平準化して進めていきたいと考えている。

委員：現在、基本使用料だけで済んでいる人がいる。値上げ率から考えれば1200円なら20%、1300円なら30%となり上げ幅が大きくなってしまふ。ただ一方で、一番使用量が多い20m³から30m³をみると、案2では33.3%、案3では23.3%となっているので、全体的に考えると、使用料の負担があまりにも大きくなならない25%から30%の間の改定率でどうかなと思っている。

委員：これからの人口減少、施設インフラの継続的な維持を踏まえると全体的に平均的な負担もいいが、一般家庭と事業所で同じでよいかは疑問に残る。一般家庭では負担が直接的だが、事業所は営業活動をしており、大きな工場や病院などでは、費用を賄えなければ商品の値上げなどで補填ができるのではないかなと思うので、そのあたりを考慮すべきではないか。

委員：示された料金表において、1m³未満は料金がかからないということによいか。

事務局：1m³未満については、市町村によっては基本使用料を請求しているところもあるが、当市においては基本使用料をいただいている。

委員：空き家で漏水している場合は？

事務局：空き家でも住んでいても、漏水であるのであれば、ご相談いただいた上で間違いなく漏水していた事を確認できれば使用料はいただいている。

委員：1点目として、ガスのようにスマートメーターを導入する予定はあるか。スマートメーターがあれば、何か異常があったときに対する危機管理上で有効なものではないか。2点目として、今提示している料金案は料金の回収率が100%としての試算をしていると思うが、仮に回収できていない使用料が10%から20%の場合、水道・下水道の使用停止することはあるのか。3点目に市内で1200～1300の事業所があると聞いたが、中規模の事業所はともかく、大規模の事業者のなかでも、気はすすまないが病院であれ特養であれ、国から補助金を得ているであろうことを踏まえると大口事業所の改定率が大きくなるのは仕方ないのではないか。

事務局：まず、スマートメーターの導入について、下水道専用のメーターというものはなく上水道使用量がそのまま下水道使用量となり、一元化によって検針及び料金徴収は県南水道企業団が行っている。スマートメーターの導入予定については県南水道に確認したい。2点目に使用料の回収率については、昨年度実績で全体の約98%を回収している。3点目について、前回の審議会における委員からのご意見のなかで、市内約1390の事業所があるが約80%が個人の小規模事業者であり、生活のため稼ぐのが大変な事業者もいるとのご意見があった。使用規模に対する改定率については、今お示ししている4つの案は基本使用料についてご議論いただくために、あえて水量区分による改定率は均等にしている。基本料決定後、各使用区分に対する改定率を変えることはできる。

会長：今回の審議会にて、できれば基本使用料に関する決議ができればと考えている。

委員：下水道事業の運営という観点で言えば、基本使用料の収入によって安定的な経営ができればと考えるため基本使用料が高いほうが喜ばしいと言える一方で、節水努力している人は安くなるようにすべきとも思う。また、以前より牛久市はベットタウンとして成長してきたが、今後はそれだけでなく、企業・福祉施設等に来ていただく必要があり、企業として経費が高いから牛久に事業者

が来ない状況や市外に出て行ってしまうという状況にならないように、そのあたりを踏まえて議論できればと思う。

委員：料金改定については、料金体系で一番平準化され、過大に負担が増えないものがどれなのかを探り、あまり偏ったものでないほうが良いと考える。料金を改定するにしても1回で改定するのか段階的に改定するのかのスケジュールをどうするのかについて検討が必要であり、改定した料金における事業計画はどういうものなのかを見たいと思う。

委員：基本使用料1, 400円は県内では中央値であるが、現行からの改定率が大きいと考える。

会長：他にご質問、ご意見はないか。基本料金の話なので慎重に進めたいと思うが。

委員：牛久市は20年以上料金改定をしていないが、他の市町村はどのくらいの頻度で、どのくらいの上げ幅で改定しているか。

事務局：頻度については現在手元に資料がなく分からないが、直近で改定した市町村について申し上げますと、20㎡使用した場合の料金について、令和4年度に笠間市は2,800円から3,220円、令和2年度に龍ヶ崎市は2,293円から2,590円、阿見町が平成30年度に2,200円から2,500円、水戸市が平成28年度に2,545円から2,718円となっている。

委員：改定頻度として牛久市の場合は20年以上改定なしを考えた場合、物価スライドを考慮すれば今回の値上げは大きな額でないと考える。

会長：使用料全体の割合として、どの水量区帯分が一番料金を支払っているのかを教えてください。

例えば一般的に税金の話をする、個人の住民税と事業所の法人税は全然違うため、企業誘致をして、企業が多いと人口が少なくても税収が多くなり、企業が多く税金を払っている分、一般住民の住民税は安くなる傾向がある。では、牛久市の下水道料金全般についてはどのような傾向にあるのかを知りたい。

事務局：企業の話をする、牛久市では工業団地が東部地区にあるが、公共下水道は整備されていない。今後においても、国の交付金の考え方において、下水道整備については10年以内に整備完了できる整備規模とすべきという考えがあるうえ、国が示す汚水排水処理の手法としては、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽のうち、その地域に最も合った手法はどれか等を検討すべきとの考えがあることや、全国的に老朽化した施設の改修が必要であり、牛久市でも同様であるため、新たな施設整備は非常に難しいことをご理解いただきたい。また、ご質問の使用料全体の割合については、全体で約8億9,800万円いただいております。内訳としては1~10㎡が約14%、11~30㎡が約53%、31~50㎡が約15%、51~100㎡が約3%、101㎡以上が約14%である。

会長：これより1案から4案について、挙手により採決を採ることにする。

事務局：（結果を発表）

1案：0人

2案：2名

3案：7名

4案：3名

合計12名（会長除く）

会長：次回の審議会について事務局より何か報告があるか。

事務局：今回採択いただいた案3の料金体系について、各従量単価の改定率を変動させた資料を配布させていただきます。次回の審議会においてご議論いただきたい。今回はその内容についてご説明いたします。

事務局：（案3使用料体系の説明）

事務局：基本使用料を1,300円と設定した中で、改定率を変化させた使用料体系についてご説明しました。案1は従量単価の改定率は均しており、案2は使用水量が少ない方の従量単価の改定率が低く設定し、案3は逆に使用水量が多い方の改定率が低めに設定している。また、案4は案3より更に使用水量が多い方の改定率を低めに設定しており、これらの案について次回ご議論いただければと考えている。

委員：提示された料金体系ごとに将来の人口予測を踏まえた上で、参考程度で収入額の予測データは示せるか。

事務局：前回の審議会で社人研のデータを用いて人口予測値としている。それを踏まえたものを次回にご提示できるように検討する。

委員：案1～4によって、収益がどのように変わるかを教えてほしい。

事務局：どの案も基準外繰入金が無いように反映したものであるため、どの案も収入は変わらない。

・その他

事務局：次回については2月を目指している。審議会委員皆様の任期は来年1月26日までとなるので、次回の審議会開催の前に審議会委員継続の意思確認をさせていただきたい。

5. 閉会

- ・会長が閉会を宣言。